



貸付

# 港南区上大岡西二丁目土地 公募貸付実施要項

## 一般競争入札方式

(この入札に参加するためには事前の申込みが必要です。)

令和7年1月

横浜市財政局

# 目次

I	概要（公募受付募集から貸付契約までのスケジュール）	…	3
II	貸付要領	…	4
III	入札要領	…	8
資料			
	質疑書	…	10
	公有財産貸付申請書	…	11
	入札書	…	12
	公有財産賃貸借契約書(見本)	…	13
	貸付土地返還届	…	17
	位置図	…	18
	測量図	…	19
	現地写真	…	20
	更地写真（原状回復イメージ）	…	21
	お問い合わせ、配布及び応募受付先	…	22

# I 概 要

次の市有地について、価格競争入札により公募貸付を行います。

## 1 貸付物件（土地）

所在地番	貸付面積 (㎡)	備 考
横浜市港南区 上大岡西二丁目 339 番 1 外	1,090.43	用 途 地 域： 近隣商業地域 (80/400) 貸 付 期 間： 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで 更 新 の 可 否： 1回 (1年間) に限り可能 最低入札価格： 月額 1,383,755 円 (1,269 円×1,090.43 ㎡) 入札保証金： 免除 貸 付 条 件： 「II 貸付要領」 参照

## 2 スケジュール

申込受付	令和7年2月5日 (水) ～令和7年2月18日 (火) ※必着 ※「 <b>公有財産貸付申請書</b> 」及び添付書類を書留・簡易書留郵便で提出 (宛先) 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課 適正化推進担当 ※持参される場合は、横浜市庁舎12階 財政局ファシリティマネジメント推進課に提出 (受付時間：午前9時～12時、午後1時～5時、土・日・祝日除く)
質疑受付・回答	受付：令和7年2月7日 (金) まで必着 (「 <b>質疑書</b> 」 Eメールまたは郵送) 回答：令和7年2月14日 (金) までにHP上で回答
申込者の資格審査	令和7年2月25日 (火) まで ※審査結果は、応募申込者へ文書により通知。資格審査については、 II 貸付要領「10 応募者の資格審査」参照
入札書の提出	令和7年3月3日 (月) まで※必着 「 <b>入札書</b> 」を財政局ファシリティマネジメント推進課に書留・簡易書留郵便で提出 ※郵送の宛先、持参場所等は申込受付先と同じ
開札 (立会い任意)	令和7年3月6日 (木) 午前10時00分～ 【開札場所】横浜市庁舎12階 12-S03 会議室
借受人の決定	令和7年3月17日 (月) まで
契約書締結	令和7年3月28日 (金) まで ※「 <b>公有財産賃貸借契約書</b> 」を押印のうえ財政局ファシリティマネジメント推進課へ提出
貸付料の納付	令和7年3月28日 (金) まで ※本市の発行する「 <b>納入通知書</b> 」により1年分の貸付料を全額納付
貸付開始	令和7年4月1日 (火) から ※貸付期間の初日に現況のまま借受人に引渡し

※ 今回の公募では、土地の一部の貸付、貸付期間が1年未満の貸付は行いません。

### 3 注意事項

- (1) 入札に参加される方は、この要項を熟読のうえ事前申込みしてください。
- (2) 最低入札価格に達しない入札をした場合、入札を無効とします。最高額の入札をした者を落札者と決定します。
- (3) 落札者は賃貸借契約を締結し、借受人となっていただきます。
- (4) 物件は現況のまま、借受人に引き渡しです。現存するフェンス等の補修費及び本物件にて事業を行う際の全ての経費等は、借受人の負担となります。

## II 貸付要領

### 1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 申込受付期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。

### 2 使用目的

使用目的は、一時使用とする。ただし、一時使用を目的とするものであっても、次に掲げるものについては貸付をできないものとする。

- (1) 住居、事務所などの建物の建設を目的とするもの。ただし、マンション等販売のためのモデルルーム、工事等の現場事務所などの仮設のものは除く。（仮設建築物を建設する場合は、建築基準法を遵守すること）
- (2) 悪臭、騒音及び土壌汚染など、著しく環境を損なうと予想されるもの。
- (3) 政治的用途若しくは宗教的用途に用いるもの。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項に該当する風俗営業の用途に用いるもの。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第5項に該当する性風俗特殊営業の用途に用いるもの。
- (6) 公序良俗に反するもの。
- (7) その他、貸付に適さないと判断されるもの。

### 3 使用条件

貸付物件の鎌倉街道側（東側）に自動車の出入口を設置しないこと。

### 4 貸付の期間と更新

- (1) 貸付期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（1年間）
- (2) 貸付期間の更新  
1回（1年間）に限り更新可能。  
令和7年12月末までに、借受人が希望する場合は、この契約をさらに最長1年更新する。

## 5 貸付料

### (1) 貸付料の決定方法

本市の基準により算出した時価を最低入札価格として入札を実施し、落札価格を月額貸付料とする。

※本件貸付は、非課税取引です。入札金額が貸付料となります。

### (2) 貸付料の計算方法

月額によるものとし、貸付期間に1か月未満の端数があるときは、1か月を30日とした日割りをもって計算する。

### (3) 本市が発行する納入通知書により、1年分を令和7年3月28日（金）までに納付すること。

## 6 契約条件

契約には別表のとおり条件を付し、借受人はこれを誠実に履行するものとする。

## 7 現地確認

物件の現地確認は入札の参加申込み前までに行うものとし、「公有財産貸付申請書」の提出にあたっては物件の現状を承知したものとする。

※ 現地確認にあたっての届出は要しませんが、近隣に迷惑がかからないよう配慮をお願いします。また、物件の現状を変更する行為は禁止します。

## 8 質疑

### (1) 質疑の方法

質疑がある場合は、「質疑書」（様式1）を質疑受付期間中に財政局ファシリティマネジメント推進課にEメールまたは書留・簡易書留郵便で提出するものとする。

ア Eメール

(送付先) 横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課 ([za-tekiseika@city.yokohama.lg.jp](mailto:za-tekiseika@city.yokohama.lg.jp))  
メール件名を「質疑書」としてください。

イ 郵便

(宛先) 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10  
横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課 適正化推進担当  
余白には、「質疑書在中」と記載してください。  
封筒裏面には必ず差出人の住所・氏名を記載してください。

(受付時間：午前9時～12時、午後1時～5時、土・日・祝日除く)

### (2) 質疑受付期間

令和7年2月7日（金）まで必着とする。（持参の場合は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。）

### (3) 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、横浜市財政局ホームページに掲載する。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/fmsuishin/shiyuchi/kaitai/ichi/ji/kounansiyuti.html>

## 9 申込受付

### (1) 法人の場合

ア 公有財産貸付申請書一式

- ① 公有財産貸付申請書（様式2）
- ② 事業計画書及び土地利用計画書（※様式はありません）
- ③ その他必要な資料（使用目的・事業内容が分かるもの）

イ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

ウ 印鑑証明書

(2) **個人**の場合

ア 公有財産貸付申請書一式

- ① 公有財産貸付申請書（様式2）
- ② 事業計画書及び土地利用計画書（※様式はありません）【必要事項】は法人の場合と同じ
- ③ その他必要な資料（使用目的・事業内容が分かるもの）

イ 住民票の写しまたは印鑑登録証明書

(3) 受付期間は、**令和7年2月5日（水）～令和7年2月18日（火）必着**。

受付期間中に財政局ファシリティマネジメント推進課に書留・簡易書留郵便で郵送又は持参して提出するものとする。

（宛先）〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課 適正化推進担当

余白に、「申請書類在中」と記載してください。

封筒裏面には必ず差出人の住所・氏名を記載してください。

※持参される場合は、横浜市庁舎12階 財政局ファシリティマネジメント推進課に提出

（受付時間：午前9時～12時、午後1時～5時、土・日・祝日除く）

## 10 応募者の資格審査

(1) 審査方法

提出書類を基に資格審査を行う。全ての審査項目が適正とされた者を入札参加者とする。

(2) 審査項目

ア 入札参加資格

「1 入札参加資格」を満たしているか。

イ 応募書類

「2 使用目的」「3 使用条件」に合致するものか。

(3) 審査結果

応募申込者へ郵送で通知。

## 11 入札

「**入札書**」に必要事項を記載した後、封筒に入れて封をし、財政局ファシリティマネジメント推進課に書留・簡易書留郵便又は持参して提出するものとする。

（「**入札書**」は10(3)の通知とともに**入札参加者に交付**）

令和7年3月3日（月）まで必着

詳細は、「Ⅲ 入札要領」のとおり。

※ 入札書に記載する金額は、1か月間の貸付料の金額です。

※ 入札書の様式については12ページをご参照ください。

（宛先）〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課 適正化推進担当

余白に「**入札書**在中」と記載してください。

封筒裏面には必ず差出人の住所・氏名を記載してください。

※ 持参される場合は、横浜市庁舎12階 財政局ファシリティマネジメント推進課に提出

（受付時間：午前9時～12時、午後1時～5時、土・日・祝日除く）

## 12 開札（立会い任意）

令和7年3月6日（木）午前10時00分 横浜市庁舎12階 12-S03 会議室

※ 開札の立会い（会場への来場）は任意ですが、会場の都合上、1名でお願いします。

個人の場合は本人確認書類、法人の場合は社員証又は名刺のご提示を求める場合があります。

### 13 落札者の決定

#### (1) 落札者の決定方法

最低入札価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最高の価格をもって入札を行った者を落札者とする。なお、落札となるべき最高額の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者のくじにより落札者を決定する。入札者のうちくじを引かない者があるとき(当該入札者がいないときを含む)は、横浜市の指定した者にくじを引かせ落札者を決定し、異議の申立はできない。

#### (2) 入札結果の公表

入札の結果(落札金額、落札者)は、財政局ホームページでも公表する。

#### (3) 借受人決定通知

「決定通知」「公有財産賃貸借契約書」「納入通知書」を落札者宛てに送付します。

### 14 契約手続

#### (1) 落札者は、13(3)で送付した「公有財産賃貸借契約書」に記名押印し、貸付料(令和7

年4月～令和8年3月分)を本市が発行する「納入通知書」により納付するものとする。貸付期間を更新した場合は、本市の指定した日までに更新期間分を全額納付するものとする。

#### (2) 契約手続の際に、押印済みの契約書、契約保証金及び貸付料の納入通知書の控えを本市に提出すること。

#### (3) 契約の締結及び履行にかかる一切の費用は借受人の負担とする。

### 15 物件の引渡し

#### (1) 貸付物件は、貸付期間の初日に現況のまま、借受人に引き渡したものとする。

#### (2) 現行の借受人が整備を行ったものについて、現行の借受人と協議のうえ継続して使用できるものとする。その場合、当該整備部分に対する原状回復義務について、引き継ぐものとする。

### 16 物件の維持保全

借受人は物件の返還までの間、善良な管理者としての注意をもって、物件の維持保全につとめるものとし、近隣からの陳情等は借受人が責任を持って対応すること。なお、支出する費用はすべて、借受人の負担とする。

### 17 物件の返還

#### (1) 借受人は貸付期間が満了するまでに物件を原状または本市の指示する状態に回復すること。

#### (2) 借受人は物件の返還にあたり、本市職員による確認を受けた上で「貸付土地返還届」(様式5)を提出すること。

### 18 解約の申し入れ

借受人は、貸付期間中にやむを得ず契約解除を希望する場合は、書面により契約解除を申し入れることができる。

### 19 貸付料の精算

契約が解除された場合において、本市は未経過期間にかかる貸付料を返還しない。ただし、貸付物件を市において公用又は公共の用に供するため、必要が生じた場合に該当し、未経過期間にかかる貸付料が1,000円以上の場合には、これを返還する。

### Ⅲ 入札要領

第1条 入札希望者は、横浜市公告、本要項及び公有財産賃貸借契約書（見本）を熟読の上、入札してください。

第2条 現物と公告数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 入札は所定の入札書により、封筒に入れて入札期限までに提出しなければなりません。

第4条 入札書には、入札者の所在及び名称（個人の場合、住所及び氏名）を記入の上、押印又は押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」を記載するものとし、また金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

第5条 提出済みの入札書は、その事由の如何に拘わらず、引換、変更又は取消しを行うことはできません。

第6条 次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者による入札
- 2 参加資格のない者による入札
- 3 提出期限を過ぎて入札書が到着したもの又は提出期限を過ぎて入札書を持参してきたもの
- 4 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
- 5 最低入札価格を下回る貸付料の入札
- 6 2通以上の入札をしたもの
- 7 入札書に所在及び名称（個人の場合、住所及び氏名）の記入及び押印、又は押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の記載がないもの
- 8 入札書に金額の記入がないか、金額を訂正したもの
- 9 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第19条に該当するもの
- 10 その他横浜市が入札書不完全と認めたもの

第7条 開札は入札者の立合い（任意）で行います。ただし、立合人がいない場合には、横浜市の指定した者を立会わせて開札します。この場合、異議の申立はできません。

第8条 落札者は、最低入札価格（月額）以上の価格で最高のものもって決定します。ただし、落札者となる同価の入札が2人以上あるときは直ちにくじを引かせ落札者を決定します。

この場合入札者がくじを引かないときは、横浜市の指定した者にくじを引かせ落札者を決定し、異議の申立はできません。

第9条 落札者が横浜市の指定する日までに契約を締結しない場合には、落札者としての資格は失われ、次順位者が契約を締結する資格者となります。

第10条 本条に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、横浜市契約規則及び横浜市公有財産規則（昭和39年3月横浜市規則第60号）の定めるところにより処理します。

別表

条 件	内 容	違 約 金 等
使用目的	貸付地を約定した使用目的以外に使用しないこと。	貸付物件の時価の9%に相当する額
転貸・権利譲渡の禁止	あらかじめ市から書面による承認を受けた場合を除き、貸付に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ若しくは担保に供し、又は営業の委託若しくは名義貸し等をしないこと。	貸付物件の時価の9%に相当する額
原状変更の禁止	あらかじめ市から書面による承認を受けた場合を除き、契約で定めるもの以外の建物その他工作物の設置や貸付地の原状を変更してはならないこと。	貸付物件の時価の3%に相当する額
実地調査等	当該貸付契約に係る市の調査に協力すること。	貸付物件の時価の3%に相当する額
原状回復義務	貸付期間の満了時、又は契約が解除された場合に、借受人の負担で貸付地を原状又は市が指示する状態に回復すること。	—
損害賠償義務	借受人の故意又は過失で市に損害が発生した場合、その損害を賠償すること。	損害相当額 契約解除又は期間終了後に返還しない場合は貸付料相当額の3倍
有益費等の放棄	返還時に借受人が負担した必要費、有益費が存在する場合でも、市に償還等の請求ができないこと。	—
契約の解除	①市は、借受人が契約に定める義務に違反した場合に契約を解除できること。 ②市は、貸付地を国、地方公共団体、その他公共団体において、公用又は公共用に供する必要が生じた場合に市が契約を解除できること。 ③借受人は、契約期間にかかる貸付料全額を納入した場合に限り、契約解除の申入れを書面ですることができること。	—

# 質 疑 書

(港南区上大岡西二丁目土地公募貸付)

令和 年 月 日

(申請先)

横 浜 市 長

応募申込予定者

住所 (又は所在)

氏名 (又は名称)

(代表者名)

担当者氏名

電話番号

F A X 番号

質問事項	質問内容

(提出先) 財政局ファシリティマネジメント推進課

za-tekiseika@city.yokohama.lg.jp

電話 045 (671) 2261



## 入札書

令和 年 月 日

横浜市 長

入札者 所在 (又は所在)  
 氏名 (又は名称)  
 (代表者名)

印

一般競争入札による市有財産の貸付について、公募貸付実施要項に記載された内容を全て承知し、次のとおり入札します。

種 別	土 地		
物 件	港南区 上大岡西二丁目 339 番 1 外		
	地 目	宅地	地 積 1,090.43m <sup>2</sup>

金 額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

本件責任者	部 署 名 (任意)	氏 名	が 名
	連 絡 先		
担 当 者	部 署 名 (任意)	氏 名	が 名
	連 絡 先		

## 【注意事項】

- 1 入札金額は、1か月間の契約希望価格の金額を記載してください。
- 2 入札金額は、アラビア数字で記入し、金額の最初に必ず「¥」を記入してください。
- 3 住所、商号又は名称及び氏名欄は代表者若しくは委任を受けている場合はその者が記載、押印してください。
- 4 押印を省略し、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない又は不備がある場合は、無効とします。
- 5 押印を省略した場合は、「本件責任者及び担当者」を必ず両方記載してください。両方記載がない場合は、無効とします。ただし、同一の人物である場合は「同上」でも可とします。
- 6 「本件責任者及び担当者」の在籍確認ができなかった場合は、無効とします。

## 公有財産賃貸借契約書（見本）

貸付人横浜市（以下「甲」という。）と借受人〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の条項により公有財産の賃貸借契約を締結する。

### （信義誠実等の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

### （貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

所 在	区 分	数 量
横浜市港南区上大岡西二丁目339番1外	土地	1,090.43㎡

### （使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を申請書に記載した使用目的及び利用計画書のとおり用途（〇〇〇〇〇〇〇〇）に自ら使用しなければならない。

### （貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2 前項に定める貸付期間の満了する3か月前までに、乙が希望する場合には、この契約を更に最長1年更新する。更新は1回までとし、更新後の最長貸付期間の満了日は令和9年3月31日とする。

### （貸付料）

第5条 貸付期間にかかる貸付料は、金〇〇〇〇〇〇円（月額〇〇〇〇〇円）とする。

### （貸付料の納付）

第6条 貸付料は、1年毎に支払うこととする。乙は、甲が発行する納入通知書により甲の定める期日までに納付しなければならない。

2 前項に定める1年毎の貸付料の計算方法は、月額を基準とし、各年度の貸付期間が1か月に満たないとき又は貸付期間に1か月未満の端数があるときは、1か月を30日とした日割りをもって計算する。

### （貸付料の納付の遅延に伴う違約金）

第7条 乙は、第5条に定める貸付料を甲の定める納付期限までに納付しない場合は、その期限の翌日から納付までの期間の日数に応じ、その納付すべき金額について年14.6%の割合を乗じて計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項に定める違約金の計算において、年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

- 3 前2項に定める違約金の計算において、納付すべき金額に1,000円未満のは数がある場合はそのは数を切り捨てるものとし、納付すべき金額が2,000円未満である場合はその全額を切り捨てる。
- 4 前3項により計算した違約金の額に100円未満のは数がある場合はそのは数を切り捨てるものとし、違約金の額が100円未満である場合はその全額を切り捨てる。

#### **(物件の引渡し)**

第8条 甲は、第4条に定める貸付期間の初日に、第2条に定める貸付物件を乙に引き渡したものとす。

#### **(契約不適合)**

第9条 乙は、引き渡された貸付物件が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、既住の貸付料の減免、履行の追完請求、損害賠償及び修繕費等の請求をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、この限りではない。

#### **(貸付物件の一部滅失)**

第10条 甲は、貸付物件が乙の責めに帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、滅失又はき損した部分にかかる貸付料として、甲が認める金額を減免する。

#### **(使用上の制限)**

第11条 乙は、貸付物件を第3条に定める使用目的及び利用計画以外の用途に使用し、又は第三者に使用させてはならない。ただし、甲が類似使用の範囲内として事前に承認した場合は、その範囲内の使用をすることができる。

- 2 乙は、貸付物件に建物又は工作物を建設する等貸付物件の現状を変更してはならない。ただし、やむを得ない理由により仮設物を建設するなど現状変更等をしようとする場合は、事前に現状変更等をしようとする理由及び当該現状変更等の計画を書面により申請し、甲の承認を得なければならない。
- 3 前2項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

#### **(権利譲渡等の禁止)**

第12条 乙は、甲の承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸し、又は仮設物などに賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定してはならない。

- 2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

#### **(物件の保全義務等)**

第13条 乙は、善良な管理者としての注意をもって、貸付物件の維持保全につとめなければならない。近隣からの陳情等には、借受人が責任を持って対処するものとする。

- 2 乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責めを果した場合は、乙に求償することができるものとする。
- 3 第1項の規定により支出する費用は、すべて乙の負担とし、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

### **(実地調査等)**

第14条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、乙に対しその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は調査等に協力しなければならない。

- (1) 貸付料の納付がないとき。
- (2) 第11条、第12条及び前条第1項又は第2項に定める義務に違反したとき。
- (3) その他甲が必要と認めるとき。

### **(違約金)**

第15条 乙は、第4条の定める貸付期間中に、次の各号に定める事由が生じた場合は、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

- (1) 第11条第2項又は前条に定める義務に違反した場合  
貸付物件の時価の3%に相当する額
- (2) 第3条、第11条第1項又は第12条に定める義務に違反した場合  
貸付物件の時価の9%に相当する額

2 前項に定める違約金は違約罰であって、第19条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

### **(契約の解除)**

第16条 甲は、次に掲げる場合において、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務に違反した場合
- (2) 貸付物件を甲において公用又は公共の用に供するため必要が生じた場合（地方自治法（昭和22年法律第67条）第238条の5第4項）
- (3) 神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、乙が次に掲げる者であることが判明したとき。
  - ア 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
  - イ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある
- (4) 甲は、第11条第2項の規定により現状変更を承認した場合において、貸付物件の規模が過大と認めるときの当該部分の契約を解除することができる。

### **(原状回復)**

第17条 乙は、第4条に定める貸付期間の満了日又は前条の規定によりこの契約を解除され、若しくは解除したときは甲の指定する期日までに、貸付物件を原状に回復し、甲の立会い及び確認を得て返還しなければならない。

### **(貸付料の精算)**

第18条 甲は、この契約が解除された場合は、未経過期間にかかる貸付料を返還しない。ただし、第16条第1項第2号に該当し、その額が1,000円以上の場合はこの限りでない。

### **(損害賠償等)**

第19条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えた場合は、その損害を

賠償しなければならない。

2 乙は、第16条第2項の規定に基づきこの契約が解除された場合において、損失が生じた場合は、地方自治法第238条の5第5項の規定に基づきその補償を請求することができる。

3 乙は、第4条に定める一時貸付期間が満了したとき又は第16条の規定によりこの契約を解除され、若しくは解除した場合において、貸付物件を貸付期間の満了日又は甲が指定する期日までに返還しないときは、損害賠償金として、返還すべき期日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、甲の定める貸付料算定基準に基づき算定した貸付料額の3倍に相当する金額を、甲に支払わなければならない。

#### **(有益費等の放棄)**

第20条 乙は、第4条に定める貸付期間が満了したとき又は第16条の規定によりこの契約を解除され、若しくは解除した場合において、貸付物件を返還するときは、乙が支出した必要費及び有益費等が現存している場合であっても、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

#### **(契約の費用)**

第21条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

#### **(疑義等の決定)**

第22条 この契約に関し疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

#### **(裁判管轄)**

第23条 この契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人(甲) 横浜市中区本町6丁目50番地の10  
横浜市  
契約事務受任者  
横浜市財政局長

借受人(乙)

(様式5)

## 貸付土地返還届

令和 年 月 日

(申請先)

横 浜 市 長

申込人 住所 (又は所在)  
氏名 (又は名称)  
(代表者名)  
担当者氏名  
電話番号  
FAX番号

令和 年 月 日に締結した公有財産賃貸借契約書第17条の規定に基づき、一時貸付物件を原状に回復し、貴市の立会及び確認を得て返還します。

種 別	土 地	新 規
表 示	港南区 上大岡西二丁目 339 番 1 外	
	地 目 宅地	地 積 1,090.43 m <sup>2</sup>
貸付期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	
土地返還日	令和 年 月 日	
立会年月日	令和 年 月 日	
添付書類	現況写真 (原状復帰後のもの)	

(提出先) 財政局 ファシリティマネジメント推進課

電話 045 (671) 2261

位置図

京急線 上大岡駅から南に約200m



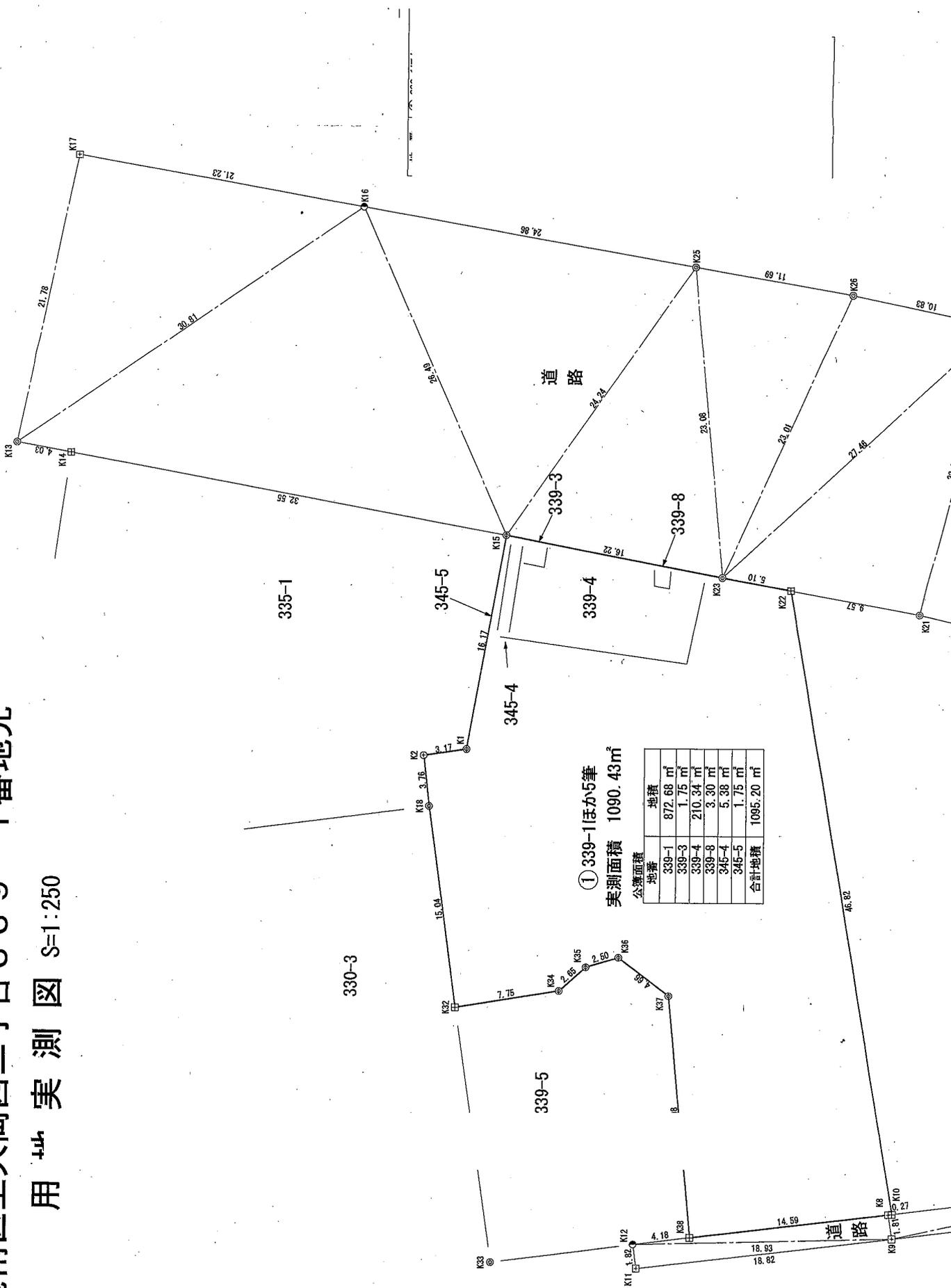
※この地図の著作権は横浜市が保有します。

港南区区民生活マップ

Copyright(C) City of Yokohama. All rights reserved.

# 黄滨市港南区上八四四一JH339-I番地元

用地実測図 S=1:250



現地写真

令和6年12月時点撮影



更地写真 (原状回復イメージ)



## お問い合わせ、配布及び応募受付先

所在	〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
担当部署	横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課 適正化推進担当（横浜市庁舎12階） 担当 池田
電話番号	045-671-2261（直通）
Eメール	za-tekiseika@city.yokohama.lg.jp
受付時間	午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで （日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日除く）
備考	本要項以外の追加情報等がある場合には、横浜市財政局ホームページに掲載しますので、応募にあたっては確認をお願いします。 <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/fmsuishin/shiyuchi/kaitai/ichi-ji/kounansiyuti.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/fmsuishin/shiyuchi/kaitai/ichi-ji/kounansiyuti.html</a>